

多治見市規則第 75 号（平成 19 年 9 月 28 日公布）

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（物品の借入れ契約）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号で規定する契約は、複写機、電子機器、OA 機器等のリース又はレンタルにかかるものとする。

（施設の維持管理等に関する契約）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号で規定する契約は、建物清掃や警備、受付、電気・機械設備の保守管理等の業務にかかるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 多治見市契約規則（昭和 39 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 に次の 1 号を加える。

（ 4 ）長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年条例第 37 号）

第 2 条で定める契約